

## 令和8年度富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける県内障害福祉サービス事業所等に対し、光熱費や食材料費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）及びこの要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等」（以下「事業所等」という。）とは、別表に掲げるサービス等を行う事業所等をいう。

2 この要綱において、「定員」とは、令和8年6月1日現在において管轄する自治体に届け出ている定員数をいう。

### （交付の対象等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業所等は、別表のとおりとし、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業所等とする。

- (1) 令和8年6月1日時点において、稼働しており、入所者、入居者又は利用者に対しサービスを提供していること。
- (2) 補助金の申請日時点において、事業所等を廃止又は事業所等の全体を休止しておらず、かつ、その予定がないこと。
- (3) 富山県内に所在する事業所等であること。
- (4) 国、都道府県又は市町村が運営する事業所等でないこと。
- (5) 国、都道府県又は市町村から委託又は指定管理者の指定を受け運営する事業所等でないこと。
- (6) 国、県、市町村が助成する他の制度との併用ではないこと。また、国、県、市町村が交付する他の補助金等の対象経費でないこと。

(交付対象事業所等)

第4条 交付の対象となる事業所等、要件及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第5条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象事業所等の要件を満たしていること。
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと。
- (3) 補助金の申請は、1事業所等につき1回限りとする。
- (4) 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金(障害分)交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に、知事が必要と認める書類を添えて、令和8年7月21日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、富山県光熱費等高騰対策緊急支援金事業費補助金(障害分)交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)をもって、申請者にその旨を通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあったとき。
- (2) 本要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき。

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められたとき。

(調査)

第9条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

（1）入所系、通所系

区分	対象事業所等	交付額
入所系	療養介護、短期入所（空床型除く）、共同生活援助（介護・外部・日中）、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	定員1名あたり12,500円
通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型含む））、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス	① 利用者への食事提供なし 定員1名あたり 3,400円 ② 利用者への食事提供あり 定員1名あたり 4,100円

※障害者総合支援法に基づく共生型の指定を受けている事業所等のうち、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護分）の交付対象となる事業所等については介護分に申請すること。

※障害者総合支援法に基づく医療型障害児入所施設、療養介護の指定を受けている事業所等のうち、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）の交付対象となる事業所等については医療分に申請すること。

※複数のサービスを合わせて定員を定めている場合には、指定上、各々に定員が定められていたとしても、複数のサービスを合わせた定員を本補助金上の定員とする。

（2）訪問系

区分	対象事業所等	交付額
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援	1事業所等あたり17,000円

※上記のいずれかの指定を受けている事業所は、サービス数にかかわらず1事業所等として扱う。